

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市岩室健康増進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 47 号

新潟市岩室健康増進センター条例の一部を改正する条例

新潟市岩室健康増進センター条例（平成 16 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表入館料の項中「500円」を「650円」に、「5,000円」を「6,500円」に、「300円」を「390円」に、「3,000円」を「3,900円」に改め、同表部屋使用料（入館料の外）の項中「2,000円」を「2,600円」に、「500円」を「650円」に、「6,000円」を「7,800円」に、「1,500円」を「1,950円」に、「9,000円」を「11,700円」に、「5,500円」を「7,150円」に、「1,200円」を「1,560円」に、「3,500円」を「4,550円」に、「800円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟市岩室健康増進センターの利用に係る使用料について適用し、施行日前の新潟市岩室健康増進センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。